

裁量ペナルティー ガイドライン

1. 違反に対するペナルティーを決定する裁量がプロテスト委員会にある場合、その範囲はゼロ点（ペナルティーなし）からDSQ（失格）までです。ペナルティーは、このガイドラインに沿って決定されます。
2. ただし、違反が故意あるいは悪質な場合には、プロテスト委員会は規則2（公正な帆走）に基づくペナルティー（DNE）を考慮します。
3. 裁量ペナルティーは、予め決められた標準ペナルティーを単純に与えるものではありません。ペナルティーは、一貫性を保ちながら、状況に応じて調整されます。共通した基本的な考え方は、違反に対して先ずペナルティーの出発点を決定し、次に状況に応じてペナルティーを増減するというものです。
4. ペナルティー決定の出発点は、表1と表2に与えられています。表1には、具体的な規則違反に対するバンドが示されています。表2は、表1に挙げられていない規則違反に対するバンドを決める際に用いられます。表1にバンドの範囲が示されている場合には、その範囲の中でバンドを決める際にも表2が用いられます。
5. ペナルティーは次の4つのバンドに分けられます。
 - バンド 1: 0 – 10%（中点 5%）
 - バンド 2: 10 – 30%（中点 20%）
 - バンド 3: 30 – 70%（中点 50%）
 - バンド 4: DSQ
6. まず、表1と表2を用いて、どのバンドに相当するかを決定します。決定したバンドの中点をペナルティー決定の出発点とします。次に、バンド内でのペナルティーの増減やバンドの増減が必要な要素があるか否かを決定します。
7. 以下の質問に対する答えが「はい」の場合、ペナルティーは軽減されることがあります。
 - (a) 違反は偶発的であったか。
 - (b) 違反せざるを得ない事情や尤もな理由があったか。
 - (c) 競技者や支援者は、違反を自らプロテスト委員会に申し出たか。
 - (d) その艇の乗員や支援者以外の者が、その違反に寄与したか。

8. 以下の質問に対する答えが「はい」の場合、ペナルティーは加重されることがあります。
- (a) 違反は繰り返されたか。
 - (b) 違反は、判断ミスや不注意ではなく、意図的であったか。
 - (c) 競技者や支援者は、違反を隠そうとしたか。
 - (d) 誰かに迷惑をかけたか。
9. プロテスト委員会は、7と8以外のことを考慮してペナルティーを増減することができます。
10. ペナルティーを決定した後は、以下に基づき得点が与えられます。
- (a) 得点は、DSQの得点より悪くはならない。
 - (b) パーセンテージペナルティーは、小数点以下第1位を四捨五入する。
 - (c) 違反が艇の性能に影響した場合、影響した全てのレースにペナルティーが課される。
 - (d) 違反が艇の性能に影響していない場合、規則64.1に定められている通り、ペナルティーはそのインシデントに時間的に最も近く帆走したレースに課される。
11. 裁量ペナルティーを適用する場合の判決文には、以下のような記述が含まれます（(a) and (b) or (c)）。
- (a) 「裁量ペナルティーガイドラインに基づき、出発点を●●%と決定した。」
 - (b) 「●●であったので、裁量ペナルティーガイドライン7(x)に基づき、ペナルティーを軽減した。」または「ペナルティーを軽減すべき事情はなかった。」
 - (c) 「●●であったので、裁量ペナルティーガイドライン8(x)に基づき、ペナルティーを加重した。」または「ペナルティーを加重すべき事情はなかった。」

表1 規則違反と対応するバンド

SI 4.2	D旗掲揚前の離岸		1-4
SI 10.2	スタートエリアの回避		
		進入したが、艇や運営艇に影響を与えていない	1
		運営艇を妨害した	2-3
		レース中の艇を妨害した(規則24.1に違反した)	4
		艇または運営艇に損傷・傷害を引き起こした	4
	違反した後に指導に従わなかった	4	
SI 19.1	装備の交換		
		指示に従わなかったが、尤もな理由があった	1
		尤もな理由なく、指示に従わなかった	3
	尤もな理由なく、繰り返し指示に従わなかった	4	
SI 21	支援者艇		
	SI 21.1	指示通りに受付しなかったが、尤もな理由があった	0
		尤もな理由なく、指示通りに受付しなかった	1
	SI 21.2	進入したが、艇や運営艇に影響を与えなかった	1
レース中の艇に影響を与えた		2-4	
運営艇に影響を与えた		2-4	
	違反した後、指導に従わなかった	4	
RRS64.5(a)の場合: 支援者(複数の場合もある)及び乗艇していた支援者艇に課す			
バンド1: 翌日、出艇は許可されるが、定められた場所で錨泊。支援者には警告。			
バンド2: 翌日の出艇禁止。支援者には警告。			
バンド3: 大会終了まで出艇禁止。支援者には警告。			
バンド4: 大会終了まで出艇禁止。支援者を大会から排除し、JSAFへ報告。			
RRS64.5(b)(1)の場合: 競技上有利になった可能性のある全艇に課す			
RRS64.5(b)(2)の場合: 関連するチームの全艇に課す			
SI 22	無線通信		
		安全に関わる緊急の場合	0
		援助にあたる情報を得た	4
	それ以外の場合	2-3	

表2 ペナルティーを決定するための一般的な質問

競技者(自艇の乗員も含む)や競技役員、関係者に危険を及ぼす可能性があったか？	
及ぼさなかった。可能性もなかった。	1
及ぼす可能性はあったが、及ぼさなかった、または及ぼしたか否か明らかではない。	2-3
及ぼした。	4
艇は、競技上の有利を得なかったことを証明できたか？	
有利を得る可能性もなかった。	1
有利を得る可能性はあったが、得なかった、または得たか否か明らかではない。	2-3
有利を得た。	4
スポーツや大会の名誉を傷つける可能性があるか？	
無い。	1
懸念されるが、確かではない。	2-3
ある。(プロテスト委員会は、規則 69 に基づく審問召集を検討する。)	4
損傷や傷害を引き起こす可能性があったか？	
無かった。	1
可能性はあったが、引き起こさなかった。	2-3
引き起こした。	4

2022年5月2日
プロテスト委員長
古屋 勇人